

議会運営委員会行政視察報告書

1. 実施日 平成 22 年 1 月 19 日 (火) ~ 1 月 20 日 (水)
2. 視察地
1) 千葉県流山市 (1 月 19 日)
2) 千葉県我孫子市 (1 月 20 日)
3. 視察項目
流山市 1) 「議会基本条例」について
2) 「議場モニターの運用」について
3) 「インターネット中継」について
我孫子市 1) 「予算審査・決算審査特別委員会」について
2) 「議場モニターの運用」について
3) 「インターネット中継」について
4. 出席者
議会運営委員会 委員長 柏植 定
副委員長 渡辺 重造
委員 芦田 功 ・ 可児 慶志 ・ 肥田 正志
富田 牧子 ・ 小村 昌弘 ・ 山田 喜弘
オブザーバー 議長 可児 教和 副議長 酒井 正司
議会事務局書記 柴田 正志

5. 視察結果報告 1 (千葉県流山市)

応対を頂いた方

伊藤 實議長 馬場 征興議員 宮田 一成議員
秋山 純議会事務局長 吉原 浩次長補佐

(1) 視察地の概要

流山市は、首都 30 km 圏内にあり、西に江戸川、北に利根運河が流れ、四季に恵まれた歴史豊かな都市である。千葉県の最も西北に位置し、東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市及び吉川市、南は松戸市、北は野田市に接した、東西約 8 km、南北約 10 km、総面積 35.28 km² の住宅都市である。昭和 42 年 1 月千葉県で 21 番目の市制を施行し、当時 42,000 人の人口がその後 10 年間 2.5 倍に人口が急増し現在は 16 万人弱の町である。

平成 17 年 8 月 24 日につくばエキスプレスが開通。市内に 3 駅が新設され、3 駅を中心とした新しい街づくりが進められている。

(2) 視察の目的

- ・議会基本条例については、本市議会でも昨年 2 回の勉強会を開催し、制定に向け前向き意見がある中、流山市議会の取組まれた経過、進め方を参考にするため。
- ・議場モニターの運用については、一問一答方式を採用し、傍聴者から質問者の顔が見えないとの意見や、パネルや写真を用いて質問する議員



議場で視察研修 伊藤 實議長歓迎の挨拶

への対応等参考にするため。

- ・インターネット中継は今後の課題として研修。

視察テーマ1 議会基本条例視察の内容

説明員 馬場 征興議員（前議長） 宮田 一成議員（広報委員）

2010.1.19日 議会運営委員会作成の可児市議会向けのパワーポイントが準備されていた。

関係添付資料：ようこそ流山市へ（パワーポイントコピー）

特別委員会の活動記録（資料NO. 2）

議会報告会（資料NO. 3）

流山市議会基本条例策定特別委員会報告書（平成21年3月）

流山市議会基本条例（平成21年3月24日可決）逐条解説

キャッチフレーズは「今、変わる！流山市議会」議長の名刺にも印刷されている。

添付資料は可児市議会の事前質問に対する詳細な回答ですが網羅されており、詳細は添付資料を参考にしていただき、重要と思われる事を中心に報告とする。

議会基本条例については平成22年1月6日現在全国で84の自治体が条例化している。（早稲田大学マニフェスト研究所調べ）、流山市は自治基本条例と議会基本条例を同時可決した。全国で4議会である。

自治基本条例と議会基本条例を同時可決したことは、二元代表制のもとで議会が推進する議会改革と市長が推進する行政改革でお互いに切磋琢磨し、流山市のまちづくりを行って行く新たなスタート地点になったといえる。

議会基本条例制定の背景として、平成12年の地方分権一括法が施行され、首長の権限の増加に比例し議会の権限も大幅に拡大した。

これらの背景の中、平成13年「地方分権検討委員会」を設置したのを15年に「地方分権特別委員会」に発展させた。17年議場の対面演壇方式の導入、18年インターネット中継の導入、議員定数の見直し（32名から28名に）、平成19年政治倫理条例の制定、平成20年一般質問の一問一答方式の導入など議会改革の着手してきた。

その改革路線に乗って議会基本条例の検討が進められたようである。

議会基本条例の構成は、市民に開かれた議会、議員同士が討論する議会、自らが行動し執行機関と切磋琢磨する議会の3本柱を掲げ、これらを実現に向けた議会、運営の理念、それを具現化する制度、その制度を作動させる原則等について、前文及び10章から構成され、27条を配して定めている。

流山市議会基本条例の特徴、条例策定プロセスそのものに特徴がある。議会基本条例の前文から一言一句全ての文案を議員自身で考えシンポジュームや報告会を開催して市民の方々の意見も積極的に取り入れながら条文案を作成した。

形式的な議論でなく、特別委員同士が、民意を市政に反映させる議会の実現に向けて、党派・会派を超えて自由討議を重ねた。

法を根拠とした「専門的知見の活用」として、早稲田大学マニフェスト研究所と調査提携し、条文の策定に取り組んだ。

策定期間は1年として特別委員会をスタートし、全21回に及ぶ「議会基本条例策定特別委員会」を全面公開し、会議録は、原則、会議所終了後、2週間以内にホームページに掲載し、積極的な情報公開を実践した。

具体的条文の特徴（紹介）

前文・第1章・憲法の前文を下敷きとして市民に身近な地方議会に近づけていくための崇高な理念と条例の制定趣旨を規定。第2章で会派・代表者会議・全員協議会・議長の権限と役割分担を明確にすることを規定。第3章で議会報告会を実施することを義務規定。第4章反問権、第4章適正な議会費の予算要望。第8章専門的知見の活用。第10章条例の見直し手続きなどを盛り込んだ。

平成21年3月24日制定 4月1日施行

活動の経過

一人会派も加え9名の特別委員会、特別委員会開催回数 21回、協議時間67時間。

骨子案・条例文（素案）策定時間等の委員会運営に係る事前協議時間 155時間

平成20年7月11日（議会基本条例集中講座の開催） 9時～17時

第1 「全国における議会基本条例制定の動き」

講師：早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草間 剛氏

「京丹後市議会基本条例」について

講師：京都府京丹後市議会 議長 大同 衛氏

「三重県議会基本条例」について

講師：三重県議会 前議長 岩名 秀樹氏

「議会のありかたと議会基本条例」について

講師：元全国市議会議長会調査広報部会 大学講師 加藤 幸雄氏

平成20年10月4日 流山市議会基本条例シンポジューム、～地方議会としてあるべき姿～

参加者：出席者220名（議員・スタッフ除く）

平成20年11月15日 流山市議会基本条例報告会開催

参加者：26名（議員・スタッフ除く）

制定後の課題

流山市議会では、議会基本条例を制定したことが議会改革の終点ではなく、条例の施行を機に、議会運営を総点検し、市民に身近で、開かれた議会運営を実践することで「忘れられた条例」ではなく「魂」のこもった「生きた」条例になるとを考えている。

具体的に実践する仕組みづくり（たとえば報告会のあり方）を、引き続きこの条例策定プロセスで実践した、議員間の自由闊達な議論を行い、後退することのない、継続的な議会改革の推進と活性化を図っていく必要があると課題を整理されている。

具体的な取組

平成21年9月 議会活性化推進特別委員会を設置。

平成21年11月 第1回「議会報告会」を開催

平成22年1月 議会研修会の開催 我々の視察当日

「議会のあるべき姿」について

事前質問に対する回答・説明

Q条例制定前と後の市民、行政、議員の変化について。

A条例が制定されても、なじみのあるものでなく直接市民からの反応はないが市民サポーター的な活動をされている方々のホームページを見ると一定の評価を受けている。

A市民の生の声を聞き反映させていく事が議会の重要な役割と考えているので、今後議会報告会で市民の声を直接聞いていく。

A21回の特別委員会は全て傍聴可能な会議（公開）として運営してきた。時には傍聴者に意見や回答を求める事もあった。

A条例制定後一年を経過しようとしており、議会が具体的に議会がどのような活動を行うのか市民に注視されると思う。

Q行政の変化

Aこれまで議案に係ることについてマニュアル中心のトータルの説明であったが、制定後は各部局の新たな取組の報告、中長期の政策ビジョン作り、パブリックコメントを実施する内容など積極的に代表者会議・委員会に説明・報告する機会は増えた。

Q議会の変化

A2年任期であるが、昨年議長候補者はマニフェストを掲げ選挙を行った。また、常任委員会、特別委員会の正副委員長はこれまで会派会の結論が優先していたが昨年から、会の運営方針の考え方などを述べ決定されている。

Q内容など参考にされた議会

A特定な市議会の条例を参考にはしていない。特別委員会では自分たちの盛り込みたい内容を自由に出し合い十分議論し全会一致したもののみを整理し、見出しをつけて条文骨子を作成して、市民の意見を聞きながら最終の条文案まで議員自ら作成した。

他市議会の条文は議員自ら勉強され、特別委員会では特に取り上げた事はない。

但し、早稲田大学マニフェスト研究所を活用したので他市議会の内容は専門的知識として紹介はあった。

Q反問権

A一度あった。（パワーポイント資料参照）

Q自由討議について

A特別委員会では自由な討議をしてきたが、議案などでの自由討議はこれからだ。

Q議会報告会の、議員の役割分担、意見交換については

A11月28日第1回の議会報告会を開催。参加者31名

午後6時から開催で時間帯としてまずかった。内容は21年9月議会報告。議会広報広聴の一環として考えているので、第1回は議会報編集特別委員会が中心となり企画し開催。

「議会報編集特別委員会」を「議会広報広聴特別委員会」に格上げをし「議会報告会」を進めていくことを検討している。（会津若松市の影響か）

Q議員立案の実績

A平成19年度委員会傍聴規則、原則公開とした。政治倫理条例、子育てにやさしい条例、を制定。

平成21年3月議会基本条例を制定。



2 質疑応答

Q 政治倫理条例を作った背景は

A 平成 15 年から 18 年に議会改革を取り組んだ中で色々なテーマが出てきた。その中で政治倫理条例を制定しようと話が出たが、この時期、地方議員はどうあるべきかという風が吹いていた、特に関東地区ではこの風により多くの議会で制定された。

18 年駅前開発に絡み議員の不祥事が発生し、調査特別委員会を設け、条例案を作ったが改選で流れため、19 年の改選後新議会で政治倫理条例を制定した。

Q 市民要望の吸い上げ方は。

A 各地区から議員が出ており、東京都千葉区民と言われるほどサラリーマンが多いのと地域が狭いために地域の要望はみんなで共有できるのではないか。

Q 議会報告会について

初めての報告会であり、9 月議会の報告とテーマを決めずに市民の方はどういう意見を持っているのかということを主眼に、聞きやすい雰囲気作りに努めた。

議会報特別委員会のメンバー 7 名で開催した。予算案や委員会審議の詳しいことなど中には答えられないこともあった。それらについてはホームページで回答した。

声の大きい人が目立つが小さな声でも良い事は沢山あり、そういう声をどう引き出すかが課題か。

報告会は議員の恥をさらす事もあるが、回数を重ねることと、大きな会場より意見が出やすい小さな会場を設定した方が良い。

選挙があると投票を市民にお願いしその報告がない。その意味では議会（議員）活動を議会報告会をすることに意義があるのではないか。

集約した市民の声を流山市議会ではまだ反映できていないが、会津若松市議会では議員間討議を行い姿勢に反映されている。

議会は発信する力はあるが、市民の声をどう生かすか課題である。

Q 議長選挙マニフェスト、常任委員会正副委員長で会派を超えた抱負を述べて決めると言うが会派の役割は。

A 回答なし

Q 報告会に出席された 31 名はどのような方が。

A 特に役員の方に出席要請した事はない。議員の知り合いを誘ったかもしれない。サラリーマンを含めいろんな人が出席された。

年齢は 60 代～70 代がほとんど（詳細は資料 NO 3 第 1 回議会報告会参照）

Q 議会基本条例と自治基本条例が同時に制定されたが、自治基本条例と議会との関係は。

A 自治基本条例を作るきっかけを作ったのは議会である。他市で自治基本条例を制定していると紹介したからである。市長は意欲を持ち自治基本条例を作るということで、執行部サイドはどんどん進めてきたので、市議会としても抜かれてはならない真剣に議会基本条例の制定に向け取り組んだ。同時制定が目的ではなく結果として同時になったと言う事である。

自治基本条例は市民の声として 16 年ごろから話はあった。素案の中に議会とはと言う項目があり、何で市民の声で議会とはと言わなければならぬか。と言う事も制定のきっかけになった。

Q 特別委員会のメンバーは

A 全会一致を目指しており、議運のメンバーが一番勉強しており、そのメンバーと一人会派の 2 名を加

え9名とした。

会派の代表であるから会派の声を発言する。そのため次回のテーマを決め、次回までに会派で検討する。そのために会議録は1週間後には配布している。

Q第7条全員協議会の位置づけは 第9条の議会の説明責任とは

A全員協議会は議案に対する事前説明的なものが主である。

A議会の説明責任は、提案された議案に対し、どういう議論・討論をしてどういう結論になったか。自分が反対であっても議会として賛成であれば議会としては今後議決された内容で進めていきますと言う説明責任があると思う。

Q議会報告会で統一した発言をするために、勉強会は開催されるのか。

A議会としてどうするかと言う問題点はある。今後議会報告会、意見交換会の対応の仕方など要綱などを定めたい。議員としての立場、議会としての立場など。

会津若松市議会は統一した見解、各地域で野報告会を開催し、それらの意見を持ち寄り議員間討議を経て執行部に提案されており、今後参考にしたい。

Q議会報告会で得た意見などを議員間の自由闊達な討議でどう反映されているのか。

A伊賀市議会では議案に対する議員間討議がされているようであるが、流山市議会では会派の意見を自由に意見交換している程度である。

Qローカルマニフェストに熱心な議員が見えるが議会基本条例策定のキッカケになったか。

A直接ローカルマニフェストと議会基本条例とは結びついていない。

3 考察（まとめ）

行政視察で、説明員として議員が出席され、視察内容の回答、質疑応答された。まさに議会で取り組んだことに対する説明責任を果たしている。

議会基本条例は特別委員会の手作りと強調されたが何もが各委員の独学だけでは出来ないと思う。条例構成について早稲田大学の指導がかなりあると思われる。

昨年4月の施行であり具体的な運用や成果が表れるのはこれからと思われるがさらに条例を進化させる為に9月議会において議会活性化推進特別委員会を設置され、常に前を向いている議会と感じた。

議会基本条例を全員で協議した様子ではなく、会派内での意思統一に素晴らしいものがあると思われる。

可児市議会も改革する姿勢、会派のあり方について大いに参考にすべし。

視察テーマ2 議場モニターの運用について

Q設備整備費及び年間維持費について

Aモニターテレビはシャープ60インチ亀山モデル、70万円。ランニングコストは特に把握していない。

Q議場モニターに図や写真を表示して一般質問を行うことは可能か、又、どのように会議録へ反映させるか。

A議長の許可を得てから、モニターに図や写真を表示し質



問する事は可能。議場の監視カメラを使用しているので鮮明ではない。出来るだけわかりやすいよう

に事前に事務局と打合せをしている。
図や写真等は会議録には反映できない。

2 質疑応答 特になし

3 考察（まとめ）

流山市も質問する議員の顔が傍聴者から見えないことでモニターテレビが設置されたが可児市議会でも取り入れてもよいと思われる。本市はケーブルテレビ中継すればよく経費も安くできるのではないか。

視察テーマ3 インターネット中継について テレビ中継はない

Qインターネット中継に要する費用について（当初設備投資費及び配信費用）

A平成18年9月議会から実施。議場の音響設備会社に随時契約462万円とインターネット配信するためのデーター加工費・光ケーブルの配管工事・回線使用料で170万円。で当初約640万円。

ランニングコストは年間190万円。内訳システム賃借料80万円、データーの編集加工料100万円、回線使用料10万円など。

Qインターネット中継のアクセス件数

Aライブ中継 平成18年9月・12月議会 300件

平成19年 322件

平成20年 322件

平成21年 1800件

録画中継 平成18年9月・12月議会 350件

平成19年 4400件

平成20年 4906件

平成21年 4500件

21年度ライブ中継視聴者が急速に増えた。議会基本条例もあるが議会のホームページで意図的にインターネット中継をPRした事が功を奏したか。

一般質問者も毎回20名はある。（定員28名） 傍聴者も55席もほぼ満席。

2 質疑応答

Qアクセス数が増加しているが、アクセス者年齢・職業・男女別などの分析はされているか。

A件数だけであり。詳細な分析はしていない。

3 考察（まとめ）

インターネット中継は時代の流れと思うが、ケーブルテレビ中継があるが執行部では動画配信を手がけられており検討課題か。ケーブルテレビの再放送テープ利用など安価で録画中継など出来ないか検討する必要はある。

視察結果報告 2 (千葉県我孫子市)

応対を頂いた方

遠藤 幸太郎議会事務局長 藤代 勉次長 増田 信也主幹

(1) 観察地の概要

我孫子市は千葉県の北西部、都心から 30 km 圏に位置し、面積 43.19 km² の市域は、南北 4 km ~ 6 km、東西 14 km と東西に細長く、北側に利根川、南側に手賀沼を望む自然に恵まれた台地。

昭和 45 年に市政施行。都心から約 40 分という利便性から急激な人口増加、人口 13 万人の住宅都市。

手賀沼は、水質汚濁全国ワースト 1 位を 27 年間続けていたが、北千葉導水事業や様々な浄化対



策が実を結び、平成 13 年度の測定でワースト 11 まで水質が改善した。

将来都市像を「手賀沼のほとり 心輝くまち」～人・鳥・文化のハーモニー～と定めており、全国で唯一「鳥の博物館」を擁した町である。

(2) 観察の目的

- ・予算・決算特別委員会の設置・運営については、可児市議会において平成 22 年 9 月議会から設置し審査するよう進めている。そのため先進地を視察研修し予算・決算特別委員会のあり方について研究する為。
- ・議場モニターの運用については、一問一答方式を採用し、傍聴者から質問者の顔が見えない、パネルや写真を用いて質問する議員もあり、それらの対応を参考にするため。
- ・インターネット中継は今後の課題として研修。

観察テーマ 1 予算・決算審査特別委員会について ~事前質問に対する回答書から~

特別委員会の設置について (我孫子市議会先例・申し合わせ事項抜粋)

- ① 特別委員会（予算、決算、その他議案を審査する特別委員会を除く。）を設置するときは、議会運営委員会で協議の上、決議で設置することを例としている。
- ② 前項により設置される特別委員会の委員の定数は、会派所属議員数等を勘案し、議会運営委員会で協議の上、本会議で決定する。
- ③ 前項の委員の選任は、各会派に対しその推薦を求め、本会議において議長が指名する。
- ④ 予算及び決算並びに議案を審査する特別委員会は、議会運営委員会で協議の上、議長発議により設置することを例としている。
- ⑤ 一般会計当初予算は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査する。
- ⑥ 一般会計補正予算も、当初予算同様、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することを例としているが、場合によっては、1 委員会又は各常任委員会に分割付託し審査する場合もある。
- ⑦ 特別会計予算及び企業会計予算は、所管の常任委員会若しくは特別委員会で審査する。

- ⑧ 決算は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としている。
なお、閉会中の審査は、10月の第1、第2、第3火曜日に行うこととしている。
ただし、議員の改選にあたる年については、その会期内で審査することを例としている。
- ⑨ 予算及び決算並びに議案を審査する特別委員会委員も、2及び3の例により選任する。
- ⑩ 議会選出の監査委員は、決算審査特別委員会の委員にならない。また、辞任後、自分が監査した決算案件に対しても同様とする。
- ⑪ 副議長は、特別委員会の委員にはならない。議長事故あるときを考え。

1. 予算審査特別委員会の審査について

(1) 一般会計当初予算の審査

- ① 一般会計当初予算の審査は、概ね3日間とし、歳入・歳出を分割して審査する。
歳入は、財政担当部長が歳入全般について、一括して説明を行い、説明終了後歳入全般に対する質疑を行い、歳入に対する質疑を保留する。
歳出は、款別に審査を行いその款の中で、焦点となった事務事業を各委員から出してもらい、その事務事業に限って保留している歳入と併せ総括審査を行うこととしている。
答弁は、原則、所管課長が行うが場合によっては、部長、市長も答弁する。

② 一般会計当初予算の審査日程(流れ)

○歳入全般について説明

- ・財政担当部長が歳入全般にわたって一括して説明をする。

○歳入に対する質疑

○歳入に対する質疑（保留）

○歳出、債務負担行為等について説明

- ・財政担当部長が歳出、債務負担行為等について一括して説明をする。

○歳出に対する質疑

- ・質疑は、款別により審査を行う。

*各款の質疑は、保留する形で審査を進める。

○公債費、予備費、債務負担行為等に対する質疑

*質疑は、保留する形で審査を進める。

○歳入歳出等総括質疑

- ・各款別審査の中で、焦点となった事務事業を集中して審査を行う。

○質疑打ち切り

○討論、採決

(2) 一般会計補正予算の審査(通常：9月、12月、3月議会)

- ① 一般会計補正予算の審査は、通常歳入・歳出を一括説明し一括審査としている。補正予算が多い場合には、歳入・歳出に分け審査する場合もある。
- ② 一般会計補正予算の審査日程(流れ)
○補正予算の主要事務事業について説明

- ・財政担当課長が歳入歳出等予算全般にわたって主要な事務事業について一括して説明をする。
- 歳入、歳出等を一括して審査する。
 - ・答弁は、原則、所管課長が行うが場合によっては、部長、市長も答弁する。
- 質疑打ち切り
- 討論、採決

2. 決算審査特別委員会の審査について

(1) 決算審査特別委員会の審査

- 決算案件は、すべて決算審査特別委員会に、付託し、審査している。通常第3回定例会（9月議会）に提案され、閉会中の継続審査とし、10月に3日間かけて集中審査する。

(2) 一般会計・特別会計・水道事業会計の審査日程(流れ)

- 一般会計決算については、歳入歳出を分割し審査している。
 - ・歳入は、財政担当部長が歳入全般について、一括して説明を行い、説明終了後歳入全般に対する質疑を行い、歳入に対する質疑を保留する。
 - ・歳出は、款別に所管担当部長が説明を行い、審査する。款別の審査終了後、各款の中で、焦点となった事務事業を各委員から出してもらい、その事務事業に限って最終日に総括審査を行うこととしている。
- 歳入・歳出とも答弁は、原則、所管課長が行うが場合によっては、部長、市長も答弁する。
- 特別会計・水道事業会計決算については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査し、質疑を打ち切る方向で審査を行う。
 - ・各会計の説明は、所管部長が歳入歳出を一括して行う。
 - ・答弁は、原則、所管課長が行うが場合によっては、部長、市長も答弁する。
- 質疑打ち切り
- 一般会計総括審査
- 討論、採決

予算・決算審査特別委員会における問題点、今後の改善点について

現時点では、特に問題点として取り上げるようなことはないが、現議員の任期が平成23年11月30日で満了となり、改選後は、議員数が4人減員し24人となる。

現在、会派3人に1人の割合で委員を選出しているが、改選後の会派の構成(会派に属しない議員が多くなる場合や、2人会派が多く設置された場合)によっては、少人数の特別委員会となることが予測される。今後、委員の選出基準について検討する必要があると思われる。

(4) 質疑応答

Q 特別委員会の結論が議会の結論か。それとも委員長報告に対して賛成か反対かを決めるのか。

A 特別委員会でも、常任委員会と本会議で同様付託された案件であり、予算・決算審査特別委員会においても、委員長報告に対して討論、採決したものが議会の最終的な議決となる。

委員長報告で賛成でも反対の時もある。又その逆もある。

Q 特別委員会の審査の中で修正もあるとの事ですが、具体例は。

A 平成 16 年の 9 月議会で一般会計補正予算の中で、(職業訓練の運営費) ? について委員会で修正され、本会議でも委員会の結論と同じで修正可決された。運営費を削除し予備費とした。

委員会として市長に修正を促したが市長は修正をしなかったから特別委員会で修正した。

Q 予算・決算が特別委員会に付託とあるが常任委員会では予算・決算については一切触れないと言うことか。

A そのとおり。特別委員会に付託されて時点で常任委員会から離れるので常任委員会では一切議論されない。

Q 特別委員会の委員にならなかった議員は予算・決算に対する発言する機会がないが。

A 3 人以上の会派は 3 人に一人特別委員会の委員となる。それ以外の人が委員になれない。もし必要に応じて発言をしたいということであれば委員外委員として、委員長に発言の機会を求めて委員外委員として発言する事は出来る。正式な委員の発言が終わってから発言を許可している。この場合の発言時間は 5 分以内としている。

多くの例はないが常任委員会でも同様な取り扱いをしている。(申し合わせ事項である)

Q 特別委員会の委員選出基準は 3 人以上の会派からとなっているが 2 人以上というは考えているのか。

A 現状は考えていない。但し次回から議員定数が 4 名減され、2 人の会派が多くなれば検討をする。

Q 予算・決算特別委員会は全員で審査している議会もあるが、全員ということも検討されたか。

A 特別委員会は長い歴史があるが当初から全員で審査すると言う事はなかったようである。

ただし、予算・決算その他議案について執行部が全員に説明・会派説明などはしているが審査はしていない。

Q 議会先例集の位置づけは、議会基本条例に変わるものか。

A 議会基本条例とは切り離している。先例集は申し合わせ事項で、委員会の運営、本会議の運営、議員の規律を決めており、問題があれば議会運営委員会で協議し必要であれば改定している。

改選後には最初の全員協議会において全議員で確認している。

Q 一般会計だけでも 300 億円を超す予算を 7 名の特別委員で審査することは委員の力量を感じる。委員長の審査結果に対して質疑があるかどうか。

A 委員長報告に対する質疑はほとんどない。年に数回あるかないか程度。

Q 多額の予算を 7 名で審査されているが審査のポイントは。

A 会派で勉強会を開催し、ポイントを絞っている。経常的な支出での大きく金額が上下したものや新規事業についてである。強いてポイントをあげれば会派のねらいを審査している。

Q 補正予算も特別委員会で審査されるが、当初予算で設置された特別委員会が審査するのか。その都度特別委員会を設置するのか。

A 各会派で順番を決めているようでその都度設置している。

Q 常任委員会に付託案件がない時もあると思うが、その場合常任委員会の開催はどうか。

A付託案件がない場合でも、安孫子市議会では所管事項に対する質問を常任委員会で許可しており、常任委員会を開催し質疑している。

Q各定例会に提出する予算や議案の説明会は行われているのか。またどの程度の時間か。

A定例会に上程する予算・決算を含めた議案について全員協議会で1～2時間説明している。全員協議会は議長の召集ではなく、市長から定例会の提出する議案を説明したいということで召集される。

(5) 考察（まとめ）

多額な予算をわずか7名で審査し、委員長報告に対しどんど質疑がないということは、各会派の事前の勉強の密度、意思統一がされ、その意向を受けた委員の審査結果を尊重することは委員に対する信頼の厚さを感じる。

本市議会のように自分は分かっているが市民のために質問をするという議員もあり、特別委員会の審査結果を尊重するということは議員の資質の問題か。

委員会を全員が傍聴するような雰囲気作りと、会場の確保が必要か。全協室の改修も必要か。

視察テーマ 2 議場モニターの運用について

（添付資料 我孫子市採決表示システム説明資料）

1. 採決表示システム導入の経過

・平成16年7月

議会のインターネット中継を導入するため、議会運営委員会による先進自治体の視察。(平成16年第3回定例会よりインターネット中継開始)

・平成17年6月

平成17年第2回定例会（6月議会）に「我孫子市議会議員が審議案件採決にあたり行った意思表明について、一覧表の作成と公開を求める陳情」が提出され審査の結果、全会一致で採択。

・平成17年8月

千代田区方式を採用することを決定し、平成18年度予算で導入経費を措置。

・平成18年4月

採決表示システム導入時期を第4回定例会（12月議会）から導入することに決定。

2. 入札から契約までの経過

・平成18年7月

採決表示システム仕様書(残時間表示を含む)について確認

・平成18年9月（入札広告）

我孫子市公募型競争入札(建設工事以外実施要綱(平成16年告示第17号)により広告】

・平成18年9月（開札）

公募型競争入札(3社が応札／東和・東日本電信電話・日本電気) (株)東和エンジニアリングが落札

・平成18年12月

工事完了。12月議会から運用。

3. 導入経費

- ・予算額 10,900千円
- ・落札額 8,350千円(税抜き)
- ・契約額 8,767千円(税込み)



4. 一般質問等への活用状況について

我孫子市における採決表示システムは、採決結果の公表と一般質問の残時間表示を目的として導入したものであるが、活用については、今後の検討課題としてとらえている。

なお、現在は、議会以外の活用として、議場のモニターを使用して職員研修を行っている。

(4) 質疑応答

Q採決するときはどのような流れか。

Aまず議長が出席ボタンを押してあるか確認をする。賛成なら賛成ボタンを押す。押さなければ反対の意思表示とみなされる。

表決に参加しない場合は、出席ボタンを押さないで退席する。

(5) 考察

議場モニターの運用について、我々はモニターを一般質問にどう運用しているかであったが評決表示システムの活用であり、視察目的とはずれがあった。評決モニターは議員数や費用対効果を考えると導入に疑問を感じる。

視察テーマ 3 インターネットによる議会中継について

1. 議会の動画配信の経緯

- 平成15年3月に「我孫子市情報化推進計画」が作成され、その中でインターネットを利用した市議会の中継が盛り込まれた。

我孫子市情報化推進計画抜粋(平成15年3月)

計画期間 平成15年度から平成19年度

(施策) 便利で開かれた市役所の確立

(施策の方向性)

- ・ 便利で簡単な行政手続きの実現
- ・ 市民に開かれたわかりやすい情報発信
- ・ 市民との積極的な情報交換・意見交換

(具体的な事業)

- ・ ホームページの充実
- ・ インターネットを利用した市議会の中継

- 我孫子市情報化推進計画に基づき、平成16年度に予定されたホームページリニューアルに併せ、

市長部局(情報公開担当)で、市議会の本会議の動画配信の導入を検討することになった。

- 平成15年12月には、議長と市長の協議の場で、市長から議会中継導入の申し入れがあり、12月19日の議会運営委員会で協議した結果、全会派の了承が得られた。
- 平成16年度予算要求において、情報公開担当がホームページリニューアル関連予算として、議会中継に関わる予算を含めて予算措置を行った。
- 平成16年3月定例会の施政方針で「情報技術を交流と発言にいかせる環境づくり」の中で、市のホームページのリニューアルに併せて、市議会本会議の動画配信をすることを表明。
- 業者選定については、予算措置を行った情報公開担当と情報システム課において、日頃から積極的にアプローチがあった4者を選定し、平成16年7月20日にプレゼンテーションを実施した。見積金額、システム構築、配信機種のスペック、納入実績などを総合的に判断し、導入業者を決定した。

2. 議会の動画配信の効果

- 議会の審議状況や発言内容を公開することにより、議会の公開性を一層推進することができ、仕事などで議会を傍聴したくてもできない人なども、インターネットの環境があれば、誰でも見たいときに見ることができるようになった。
- 会議録の検索システムを既に導入していたが、正式な会議録の公開は約2ヶ月要しており、議会中継の導入により、正式な会議録の公開前に本会議での議員や市長などの発言を動画で確認することが可能となった。

3. 議会の動画配信の概要

- (1) 配信方法 → ストリーミング方式(インターネットを通じて動画ファイルを視聴者が受け取りながら再生する技術。ダウンロード時間を無駄に持つことなく再生)
- (2) 配信速度 → マルチビットレート方式(視聴者の通信環境にあわせて2種類(50Kbps／300Kbps)の動画を配信)
- (3) 中継概要 → 録画中継は、発言者別に整理し生中継終了後、原則翌々日から公開(現在は翌日または終了後即日)
- (4) 保存期限 → サーバー約5年分(500時間)保存は可能、最新定例会1年分を保存している。

4. 動画配信経費

- (1) 導入経費 2,940,000円
(映像配信システム、映像編集システム、ネットワーク機器、カメラ、制御装置、工事費など)
- (2) 固定費用(年) 1,465,632円
(導入経費(5年リース)、回線使用料、保守点検費など)

5 ライブ中継操作

- 本会議初日の約1週間前に、機材の動作確認を行う。
- 本会議1週間前の議会運営委員会で決定した会期日程(議事日程)に基づき、定例会進行表を作成するとともに、議会中継用ホームページ(トップ、ライブ中継、録画中継)を更新するための各ページを作成する。
- 本会議開会5分前から「エンコーダ」により、ライブ中継を開始し、議会中継用ホームページを更新する。(この時点から動画配信)
同時にHDDレコーダーにバックアップ用を録画する。
- 定例会進行表に基づき、カメラ操作及びテロップ操作を行う。
録画中継時に作成するメタファイル(中継時間を命令するファイル)用にそれぞれ開始時間・終了時間を記録する。
- 本会議終了後の5分後に中継を終了し、作成された映像ファイルを配信サーバーに転送する。

6. 録画中継操作

- 映像ファイルを再生し、記録した開始時間等を確認し、メタファイルを作成する。
- あらかじめ作成しておいた議会中継ホームページの録画中継のページにリンクを設定し、配信サーバーに転送後、録画中継を公開する。

7. アクセス件数

(1) 生中継

		開会	2日	3日	4日	5日	最終日	計
平成16年	9月議会	77	89	64	52		2	284
	12月議会	26	54	44	85		34	243
平成17年	3月議会	20	76	50	117		34	297
	6月議会	17	109	115	73		12	326
	9月議会	4	140	142	92		22	400
	臨時会	3						3
	12月議会	10	39	111	61		16	237
平成18年	3月議会	22	79	72	46		54	273
	6月議会	18	64	57	90		9	238
	9月議会	10	169	80	115		41	415
	12月議会	118	73	73	87		43	394
平成19年	臨時会	48						48
	3月議会	25	122	91	51		60	349
	子ども議会	10					56	66
	6月議会	37	129	78	67		27	338
	9月議会	34	115	87	97		16	349
	12月議会	64	174	94			31	363
平成20年	3月議会	44	66	88	109		14	321
	6月議会	21	81	73			22	197
	9月議会	32	62	83	53		18	248
	12月議会	17	33	48	57		28	183
平成21年	3月議会	17	102	46	101	2	21	289
	5月臨時会	6						6
	6月議会	11	46	55			20	132
	7月臨時会	30						30
	9月議会	16	34	56	57		22	185
	11月臨時会	7						7
	12月議会	35	56	82			46	219
計		676	1,769	1,581	1,273	2	612	5,913

(2) 録画中継

期間(年度)	アクセス件数
平成 16 年度(9 月より)	6, 318
平成 17 年度	7, 549
平成 18 年度	14, 320
平成 19 年度	38, 003
平成 20 年度	41, 526
平成 21 年度(12 月まで)	20, 969
計	128, 685

(4) 質疑応答

Q テレビ中継はされていますか

A テレビ中継はしていない。安孫子市内には民間のケーブルテレビ会社があるがそれを利用することは最初から考えていない。

Q インターネット中継は広報特別委員会の検討課題であるが、テレビ中継があるので録画中継が良いかと思うが費用対効果を考えなければならない。

A 録画であれば費用はかかると思う。松戸市議会では録画中継の配信から始められたが最近はライブ中継の導入を検討されている。

Q 本会議のみの中継のようだが委員会はどのように考えられているのか。

A 委員会も中継してはどうかという意見もあり、議会改革の一環として議会運営委員会で検討中である。

(5) 考察

岐阜県議会でも22年度からインターネットを活用した中継が始まる。可児市議会においても議会広報のあり方について検討を進める必要がある。

我孫子市のように議会広報にもインターネット中継を広報しアクセス件数が急速に伸びており参考にしたいが、その前に市民が期待するような議会でなければならない。

以上

可児市議会 議会運営委員会行政視察行程表

月日	行 程	視 察 先
1 月 19 日 (火)	<p>新可児・今渡・西可児 <u>名鉄</u> <u>名鉄名古屋</u> <u>名古屋</u> 新幹線JRのぞみ210号 東京 <u>6:20</u> <u>6:23</u> <u>6:29</u> 7:09 着 <u>7:53~9:33</u></p> <p>東京 <u>JR山手線内回り</u> 西日暮里 <u>東京メトロ千代田線我孫子行き</u> 馬橋 <u>9:56~10:09</u> <u>10:31~10:56</u></p> <p>馬橋 <u>流鉄流山線</u> <u>流山</u> <u>(昼食)</u> <u>流山市視察</u> <u>11:15~11:27</u> <u>11:40~12:30</u> <u>13:00~14:30</u></p> <p>流山 <u>流鉄流山線</u> 馬橋 <u>JR常磐線</u> <u>柏</u> <u>市内(泊)</u> <u>15:10~15:21</u> <u>15:32~15:42</u></p>	<p>千葉県流山市 【調査事項：議会基本条例について、 議場のモニターテレビの運用について】 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 ☎04-7150-6099(直) 《人口》 161,366人(H21.11.1現在) 議長 伊藤 實 様</p> <p>千葉県我孫子市 【調査事項：予算審査・決算審査特別委員会について 議場のモニターテレビの運用について】 〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 ☎04-7185-1655(直) 《人口》 136,205人(H21.11.1現在) 議長 沢田 愛子 様</p>
1 月 20 日 (水)	<p>柏 <u>JR常磐線</u> <u>我孫子</u> <u>我孫子市視察</u> <u>9:14~9:18</u> <u>10:00~11:30</u></p> <p>天王台 <u>JR常磐線</u> <u>上野</u> <u>JR京浜東北</u> 東京 <u>13:32~14:12</u> <u>14:19~14:30</u></p> <p>東京 <u>JR新幹線のぞみ235号</u> <u>名古屋</u> <u>15:00~16:43</u></p> <p>名鉄名古屋 <u>名鉄</u> <u>西可児</u> <u>・今渡</u> <u>・新可児</u> <u>17:06~17:46</u> <u>17:49</u> <u>17:52</u></p>	<p>連絡先 〒509-0292</p> <p>岐阜県可児市広見一丁目1番地 岐阜県可児市議会事務局 担当 柴田 TEL 0574(61)1835 FAX 0574(63)3972</p>